

国際課税委員会（第7回）の概要

5月24日、経団連会館にて第7回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、OECD租税委員会(CFA)の「国際的な税の紛争解決手続の改善」(Improving the Resolution of Tax Treaty Disputes)について、経団連阿部本部長からOECD資料に基づき説明を頂き、その後自由討論に入りました。概要は以下のとおりです。

阿部本部長の説明は次の通り。

OECD租税委員会は、「国際的な税の紛争解決の改善」を公表した。これは、租税条約に基づく相互協議に仲裁制度を導入すべくOECDモデル租税条約を改正するとともに、既存の相互協議手続の改善を図るものである、とされている。

「租税条約に関する紛争解決の改善」(2007年1月30日、租税委員会により採択され、2007年2月7日に刊行された報告書)の概要は次の通りである。

2004年7月27日に、OECD租税委員会は、「国際的な税の紛争解決手続の改善」と題された、国際的な税務紛争解決メカニズムの改善に関する作業部会のプロGRESS・レポートを発表した。租税条約に関する紛争を相互協議により解決する方法の改善を目的として、31の提案が記載されている。その中で、追加作業が要請されていたのは、2006年2月1日に発表された「租税条約に関する紛争解決メカニズム改善案」で、相互協議手続の過程で発生する意見の相違を解決する仲裁プロセスを追加することを主に扱う、OECDモデル租税条約の各種修正案並びに実効的相互協議オンライン・マニュアルの開発案等である。

この点に関するコメントや会議の結果、OECDモデル租税条約の修正案が変更され、パブリック・ディスカッション用ドラフトに記載され、2007年1月30日に租税委員会で承認された。

このメモのセクションAには、権限ある当局による相互の合意の成立を妨げる未解決の問題を処理する仲裁手続をOECDモデル租税条約に追加するための、修正案の改正版が含まれている。これに対して企業の参加者は、「未解決問題の仲裁を図るためには、国内法による救済措置を放棄しなければならない」という案に対して懸念を表明した。そこで、委員会はその案を変更し、「仲裁を要請する人(又は事案の影響を受ける人)は、仲裁を要請する条件として国内法による救済権を放棄することは要求されない」と決定した。

セクションBには、これらの提案に対処する第25条のコメンタリーの変更を僅かに修正した改正版が含まれている。これらのモデル租税条約の変更は、2008年に発表されるモデル条約の次回の更新版に含まれることになる。

セクションCは、2004年プロGRESS・レポートの幾つかの提案に対する回答として開発された、実効的な相互協議のオンライン・マニュアル(「MEMAP」)である。このマニュアルでは、相互協議手続の各種の段階について述べ、当該手続に関連する各種の問題を検

討しており、必要に応じてベスト・プラクティスについて説明している。これは www.oecd.org/ctp/memap で入手可能で、新しい展開があれば定期的に更新される。

参考までに、報告書の目次は次の通りである。

はじめに	3
A. 相互協議における未解決問題の仲裁	4
条項案.....	5
新条項に関するコメント案	6
別添：仲裁に関する相互の合意モデル.....	13
B. OECD モデル租税条約第 25 条コメントリーのその他の修正案.....	28
1. 期間制限	28
2. 条約の規定に適合しない課税の可能性.....	31
3. MAP 利用の拒否	32
4. 徴税の猶予.....	34
5. 延滞税及び加算税の猶予又は免除.....	37
6. MAP と対応的調整.....	38
7. 国内法と MAP との関係.....	39
8. 25 条 3 項の適用範囲.....	41
C. 2004 年プロGRESS・レポートに記載されたその他の提案に関する結論.....	44
1. 実効的相互協議マニュアル	44
2. MAP 報告の枠組み	44
3. 二重課税の部分的救済.....	45
4. 統一性、競争関係、及び差別禁止.....	45
5. 二次的調整	46
6. 三者間事案	46
別添 1：2004 年プロGRESS・レポートに記載された提案のフォローアップ作業	47
別添 2：2006 年度 MAP プログラム統計.....	53

詳細については、プレスリリース ([原文](#))、「国際的な税の紛争解決手続の改善」(原題: Improving the Resolution of Tax Treaty Disputes) ([原文](#)) [PDF] ([仮訳](#)) で入手可能。

これに対して参加者から次のような質疑、議論がなされた。

- ・ 相互協議には長期間を有する可能性があるので、仲裁規定を整備することの狙いは、相互協議を2年似ないに終了させようとの圧力をかけるもので、その限りでは好ましい結果も期待できるのではないか。
- ・ 日本政府の公式的な立場は、「本提案は、各国の国内法との関係もあり、各国に受け入れが強制されるものではない。仲裁機関がわが国税法の解釈と整合的ではない判断を下した場合の問題等について、慎重な検討が必要である。」というラインであろう。
- ・ OECDの結論も、仲裁制度の採否は各国の判断に任せるものとなっている。
- ・ 検討すべき点は、次の点ではないか。仲裁手続きを実効有らしめるためには、国内法の救済手続きを放棄することを納税者に求めるべきであるとの見解があるが、これは国民の裁判を受ける権利を侵害しかねず、憲法上の問題を惹起する。また、仲裁の採決をそのまま国内で執行しなければならないが、...

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。